

鳴門教育大学附属学校間連携協議会規程

平成23年3月 9日

規程第 4 号

改正 平成23年3月31日規程第34号

平成26年3月24日規程第40号

平成28年3月28日規程第42号

平成29年3月 8日規程第18号

平成31年3月13日規程第41号

(趣旨)

第1条 この規程は、鳴門教育大学附属学校部規則（平成16年規則第14号）第4条の3第2項の規定に基づき、鳴門教育大学附属学校間連携協議会（以下「協議会」という。）の組織等について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 協議会は、附属幼稚園、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校間（以下「附属学校間」という。）の連携を強化し、附属学校間の協力体制の充実を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 附属学校部長（以下「部長」という。）
- (2) 附属学校の校長（幼稚園にあつては園長とする。以下「校長」という。）
- (3) その他部長が指名する者

(議長)

第4条 協議会は、部長が招集し、その議長となる。

2 議長に事故があるときは、あらかじめ部長が指名する者がその職務を代理する。

(協議事項)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 附属学校間の連携協力に関する事項
- (2) 中期目標・中期計画及び年度計画の立案・実施に関する事項
- (3) 附属学校間の教員の相互交流に関する事項
- (4) その他附属学校間に関して協議会が必要と認める事項

(事務)

第6条 協議会の事務は、総務部附属学校課において処理する。

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年3月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。